

# 鳥取県高校生理数課題研究等発表会審査会運営要綱

鳥取県教育委員会

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、鳥取県高校生理数課題研究等発表会審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

## (調査審議する事項)

**第2条** 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第2で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 鳥取県高校生理数課題研究等発表会における、参加者の発表審査、採点及び順位の設定に関すること。
- (2) 鳥取県高校生理数課題研究等発表会における、参加者の学習意欲向上や参加者が在籍する学校の指導に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、鳥取県内の高校生等への理数教育の充実に関すること。

## (組織)

**第3条** 審査会は、審査員5人以内をもって組織する。

## (審査員)

**第4条** 審査員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

- 2 審査員の任期は、任命の日から任命の日の属する年度末までとする。ただし、補欠の審査員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審査員は再任されることができる。

## (審査員長)

**第5条** 審査会に審査員長を置き、審査員の互選によってこれを定める。

- 2 審査員長は、審査業務を総理し、審査会を代表する。
- 3 審査員長に事故あるときは、あらかじめ指名する審査員が、その職務を代行する。

## (会議)

**第6条** 審査会は、審査員長（審査員長が定まる前にあつては審査会の庶務を行う所属の長）が招集し、審査員長がその議長となる。

- 2 審査会は、審査員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した審査員の過半数で決し、可否同数のときは、審査員長の決するところによる。

## (庶務)

**第7条** 審査会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局高等学校課において行う。

## 附 則

この要綱は、平成28年1月15日から施行する。